

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平成27年4月1日 策定
令和2年6月4日 改定
令和4年3月16日 改定
令和4年4月1日 改定

人吉市

第1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

第2 促進計画の目標

1 人吉市地域

(1) 現況

本地域は、担い手への農地の集積が進んでおり、担い手当たりのほ場面積が広大であることから、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

また、豊富な水資源を活用した営農地帯であり、地下水の涵養にあたって重要な地域である。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、球磨川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

第3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	人吉農業振興地域整備計画書における農用地区域内の農地	法第3条第3項第1号に掲げる事業 【多面的機能直接支払交付金】
②	人吉農業振興地域整備計画書における農用地区域内の農地	法第3条第3項第2号に掲げる事業 【中山間地域等直接支払交付金】

③	人吉農業振興地域整備計画書における農業振興地域内の農地(但し、都市計画区域内用途地域と森林区域を除く)	法第3条第3項第3号に掲げる事業 【環境保全型農業直接支払交付金】
---	---	--------------------------------------

第4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

第5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

市全域(特定農山村法指定地域)

市全域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特例措置法による過疎地域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 緩傾斜農用地をすべて対象（棚田地域振興法のように該当する地域を除く。）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(2) 対象者

「認定農業者に準ずる者」とは、人吉市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で示している農業経営の指標に準ずる者とする。

(3) 市における生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標

当市は、将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と5年後の生産性・収益の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関する目標と、その目標の達成のために講じる施策（新規就農者の参入、オペレーター等の募集、雇用状況の改善、認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積の促進、生活環境の整備等）について、地域の実情を踏まえ以下のように定める。

ア 生産性・収益の向上に関する目標

(ア) 農作業の効率化を推進するため、農作業の受委託を推進する。

(施策) 水稻、麦等の耕起、播種、田植え、収穫については、集落営農組織並びに農業生産法人、下球磨地域農業支援センター等への農作業の委託を進める。

(イ) 農業機械・施設の共同利用を進める。

(施策) 水稻、麦等の耕起、収穫、乾燥調製、については、J A・生産組織等の農業機械・施設（トラクター、コンバイン、乾燥施設等）の共同利用を促進する。また、集落での機械利用組合設立を促進する。

(ウ) 農作業の共同化を進める。

(施策) 水稻、水稻の育苗、防除については、J A・生産組織等を中心に共同作業を行って効率的な農作業の実施を図る。また、J A育苗センターの利用並びに集落営農組織の育成を進める。

(エ) 農用地の連担化・交換分合等により生産性の向上を図る。

(施策) 集落内の話し合いにより、担い手に農用地が集積するよう農用地の連担化や交換分合等により生産性の向上を図る。また、農地中間管理機構事業を活用し、J A・農業委員会と連携した農地流動化対策を実施する。

イ 担い手の定着に関する目標

(ア) 新規就農者の参入を図る。

(施策) 新規就農者に対して集落内の離農者の家屋を利用・整備する等住宅の確保を図る。また、関係機関と連携し、新規就農者の受け入れ先農家の確保や農業技術習得のための研修への担い手の参加を図る。

(イ) オペレーターの育成・確保を図る。

(施策) 生産組織等におけるオペレーターの確保・育成を図るため、オペレーターの募集を行う。また、集落リーダー・オペレーターを新技術の修得のための研修会などへの参加を図る。

(ウ) 認定農業者の育成・確保を図る。

(施策) 認定農業者の経営研修、技術研修等への参加を図る。また、人吉市担い手育成総合支援協議会、人吉市認定農業者連絡協議会、JA、市農業委員会等の協力を得て志向農業者の掘り起こしを行う。

(エ) 利用権設定等による担い手への農用地の面的集積を図る。

(施策) 農用地利用についての利用権の設定又は農作業委託を希望する農用地所有者は、集落の代表者等を通じて市、農業委員会等に申し出る。

ウ 生活環境の整備等に関する目標

(施策) 生活環境の整備等に関する目標については、市を単位とするが、集落協定の目標の中で集落を単位とすることも選択できる。

(ア) 農道、集落排水等の生活環境の整備を図る。

必要に応じ農道の改良、集落排水事業を実施する。

(イ) 集落の再編整備を図る。

必要に応じ集落再編整備事業を実施する。

(ウ) 高齢化に対応した生活環境の整備、高齢者活動の支援等の高齢者対策の推進を図る。

a 高齢者の豊富な知識・経験を活用し、伝統文化、伝統工芸などの伝承・指導等の支援を行う。

(4) その他必要な事項

ア 農業生産条件の強化に必要な工種は、以下のいずれかとする。

(ア) ほ場整備

a 区画整理（畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破砕、客土・土壌改良材の投入）

b 暗渠排水（弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設）

(イ) 水路工

a 現場施工による用排水路の敷設

b 水路（コンクリート2次製品）の設置

c 取水、分水施設の設置

d ポンプ場の新設・更新

e ため池の新設・改修

(ウ) 道路工

- a 農道の新設、拡幅
- b 農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装
- (エ) その他市が認めるもの
- イ 有害鳥獣被害対策
 - 有害鳥獣被害対策として、国・県・市等の各種事業を活用しながら、周辺集落と協力し、対策を講じていく。
- ウ (1)～(4)で定めていない事項が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。

3 法第3条第3項第3号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 対象農地

本計画第3「法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項」の実施を推進する地域の③で定める農地とは、人吉農業振興地域整備計画書における農業振興地域内農用地区域内農地（農振農用地）及び農業振興地域内農用地区域外農地（農振白地区域）とする。